

## 農作物へのカメムシ類等及び高温被害への対策拡充を 求める意見書

埼玉県東部地区を中心に、昨年より水田や畑、果樹へのカメムシ類等による災害級の被害が広がっている。

稲作に関しては、カメムシ類等の被害に加え高温被害も重なり、収量が例年の1割ほどの農家もあるとの報告や、また不稔や斑点により品質等級が著しく低下するなど、来年の作付けに向けての資金確保どころか、日々の生活にも大きな影響が出ている。

果樹や野菜についても、カメムシ類等の被害により、商品にならない品物が多く発生するなどの大きな打撃を受けており、埼玉県として地域の農業を支えていく必要性を強く感じている。

よって、埼玉県が主体となり、下記の事項を早期に実施するよう強く要望する。

### 記

- 1 カメムシ類等の防除については、広域・集団防除が効果的であることから、実施可能な地域では来年度の実施に向けて検討すること。
- 2 カメムシ類等を越冬させない為、農閑期における対策を実施すること。
- 3 カメムシ類等が、農地以外にも生息しており、特に河川や公園の除草による飛来の報告があるため、除草時期に関しては、国・市町村・他県など関係各者との連携を図ること。
- 4 今回の被害は災害と捉え、農薬による防除に対して、各戸への補助を実施すること。また、果樹については、被害防止を図る観点から多目的防災網に係る補助制度を措置すること。
- 5 大きな被害により、来年の作付けや栽培に影響が出ている農家へ被害実態に応じた支援を行うと同時に融資制度の周知や利用に係る支援を行うこと。

- 6 収量低下により、飼料用米、米粉用米の出荷について大きな影響が出ており、交付金に係る出荷契約数量の変更手続きが見込まれるので、提出書類の簡素化など、県が書類提出への支援を行うとともに、違約金については、国と全農に減免を働きかけること。
- 7 カメムシ類等の発生源等の生態研究をすすめること。
- 8 高温に強い品種開発を加速させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月13日

埼玉県羽生市議会議長 松本 敏夫

埼玉県知事 大野 元裕 殿